

一時保護状請求手続について②（追加論点について）

令和5年1月23日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

虐待防止対策推進室

3. 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

(1) 一時保護状請求書の記載事項等について

- ・ 一時保護状請求書の記載事項、様式等をどのようにすべきか。

(2) 一時保護状請求の際に提供する資料について

- ・ 一時保護状請求にあたり、一時保護状請求書とともにどのような資料を提供するか。

<論点 3.(1)> 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

3.(1) 一時保護状請求書の記載事項等について

- ・ 一時保護状請求書の記載事項、様式等をどのようにすべきか。

<検討にあたっての視点>

- ・ 一時保護状の請求に際し、裁判官による適切かつ迅速な判断につなげる必要性や請求を行う児童相談所長等の事務負担を考慮した記載事項、様式等とすべきではないか。

<論点3.(1)> 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

<対応の方向性（案）>

- 一時保護状請求書には、一時保護状の必要的記載事項（改正後法33条5項）及び一時保護の要件（改正後法33条1項、同2項）など、裁判官の審査に必要と思われる必要最小限度の項目を列挙するにとどめることとしてはどうか。

改正後児童福祉法（抄）

第33条

①～④（略）

⑤ 前項の一時保護状には、次に掲げる事項（第五号に掲げる事項にあつては、第三項後段に該当する場合に限る。）を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

一 一時保護を行う児童の氏名

二 一時保護の理由

三 発付の年月日

四 裁判所名

五 有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始することができずこれを返還しなければならない旨

⑥～⑳（略）

<論点3.(1)> 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

<対応の方向性（案）>

- 具体的には、臨検・搜索許可状請求書の書式（参考資料）等を参考に、一時保護状請求書の記載項目は次頁のイメージのようにしてはどうか。また、一時保護状請求書は、チェックリスト及び端的な記載欄を基本とする様式（A4用紙一、二枚程度）としてはどうか。
- 棄児を保護した場合などにより、児童の氏名、年齢、住所等が不明な場合は、当該児童の写真等を一時保護状請求書に添付するなど、特定に足りる事項を記載することとしてはどうか。
- 事務局及び本作業チームにおいて一時保護状請求書の書式や記載例等を検討し、マニュアルにおいて示すこととしてはどうか。

<論点3.(1)> 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

<対応の方向性（案）>

○ 一時保護状請求書の記載項目のイメージ

- ① 児童の氏名、住所及び生年月日
- ② 親権を行う者等の有無、その氏名、住所及び生年月日
- ③ 請求者氏名、請求先裁判所名
- ④ 一時保護の開始日
- ⑤ 一時保護の理由（内閣府令で定める各号のチェックリスト）
- ⑥ 一時保護の必要性（数行程度の簡単な自由記載欄）
- ⑦ 児童の意見・意向の内容 ※1
- ⑧ 親権を行う者等の意見 ※1
- ⑨ 7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び理由（事前請求の場合のみ） ※2

※1： 児童の意見・意向、親権を行う者等の意見の概要を簡潔に記載し、詳細にわたるようであれば別紙添付することとしてはどうか。

※2： 有効期間とは、事前請求の場合に当該一時保護状をもって一時保護を開始することができる期間のことを指す。

<論点 3.(2)> 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

3.(2) 一時保護状請求の際に提供する資料について

- ・ 一時保護状請求にあたり、一時保護状請求書とともにどのような資料を提供するか。

<検討にあたっての視点>

- ・ 一時保護状請求にあたっては、請求を受けた裁判官が、迅速かつ適切に一時保護状発付の要件（一時保護の理由及び必要性）の有無を判断することができるような資料を提供すべきではないか。
- ・ 一時保護開始から7日以内という時間的制約があることから、一時保護状請求のために資料を取得・準備する児童相談所の事務負担等にも配慮すべきではないか。

<論点3.(2)> 一時保護状請求書の記載事項等について（追加論点）

<対応の方向性（案）>

- 一時保護状請求の際に裁判官に提供する資料には、児童相談所の事務負担等に配慮し、既存の児童記録（若しくはその内容を抜粋したもの）を提供することを基本としてはどうか。
- その上で、裁判官の適切な判断に資するため、本資料6頁⑤（一時保護の理由）を補完するものとして、児童記録の内容等を踏まえて児童相談所が一時保護の理由及び必要性があると認めた理由を簡潔にまとめた書面（一時保護の要件に該当する具体的な事実とその裏付け資料がどれか程度を簡潔に記載することなどが考えられる。）を作成することとしてはどうか。
- 必要十分な資料を裁判官に提供できるようにするため、提供資料一式に含まれるべき基本的な資料の例などについては、事務局及び本作業チームで検討の上、そのイメージをマニュアル等で示すべきではないか。